

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントリポート

今回のテーマ： 税務調査の状況～国税通則法の改正による影響～

国税庁より、2012事務年度（2012年7月から2013年6月までの間）に実施した税務調査の状況が公表されました。2013年1月からの国税通則法の改正による影響で実地調査件数が前年に比べて大幅に減少しています。

1 実地調査の状況

税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法の改正により、1件当たりの調査期間が平均2.6日伸びています。実地調査の件数が前年と比べて3割程度減少していますが、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査の必要度が高いとされる法人や個人に対する調査に重点的に取り組んだ結果、1件当たりの追徴税額は増加する結果となっています。

税目	法人税	所得税	消費税		相続税
			法人	個人	
申告件数（千件）	2,761	21,525	未公表	1,119	発表前
実地調査件数（千件）	93 (72.6%)	69 (70.9%)	88 (73.5%)	35 (64.1%)	12 (88.6%)
申告漏れ件数（千件）	68 (74.0%)	56 (72.1%)	50 (75.2%)	28 (66.1%)	9 (89.2%)
申告漏れ所得（億円）	9,992 (85.0%)	4,550 (77.3%)	—	—	3,347 (83.8%)
調査による追徴税額（億円）	2,098 (96.4%)	704 (78.8%)	474 (103.4%)	172 (77.8%)	610 (80.6%)
調査1件当たりの申告漏れ所得（万円）	1,071 (117.2%)	650 (109.0%)	—	—	2,741 (94.6%)
調査1件当たり追徴税額（万円）	224 (132.9%)	101 (110.9%)	53 (140.7%)	48 (120.0%)	500 (91.0%)

※カッコ内は前年対比

2 海外取引を行っている者の調査状況

経済のグローバル化により国境を超える取引を行う法人や国外財産を保有する法人・個人が増加傾向にあることから、国外財産に係る課税の適正化が喫緊の課題とされており、実地調査件数が減少する中にあっても重点的な調査対象とされています。

税目	法人税	所得税	相続税
実地調査件数（件）	12,506 (82.0%)	3,114 (77.4%)	721 (97.3%)
申告漏れ所得金額（億円）	2,452 (85.2%)	483 (81.4%)	26 (36.6%)
調査1件当たりの申告漏れ所得（万円）	1,960 (103.9%)	1,551 (105.0%)	2,327 (35.9%)

お見逃しなく！

国外財産に係る課税の適正化に向けた仕組みとして国外財産調書制度が創設されました。2013年より、日本の居住者が、その年の12月31日において合計5千万円を超える国外財産を保有している場合には、翌年の3月15日までに「国外財産調書」を所轄の税務署に提出することが必要です。